

・ 低入札価格調査制度の概要

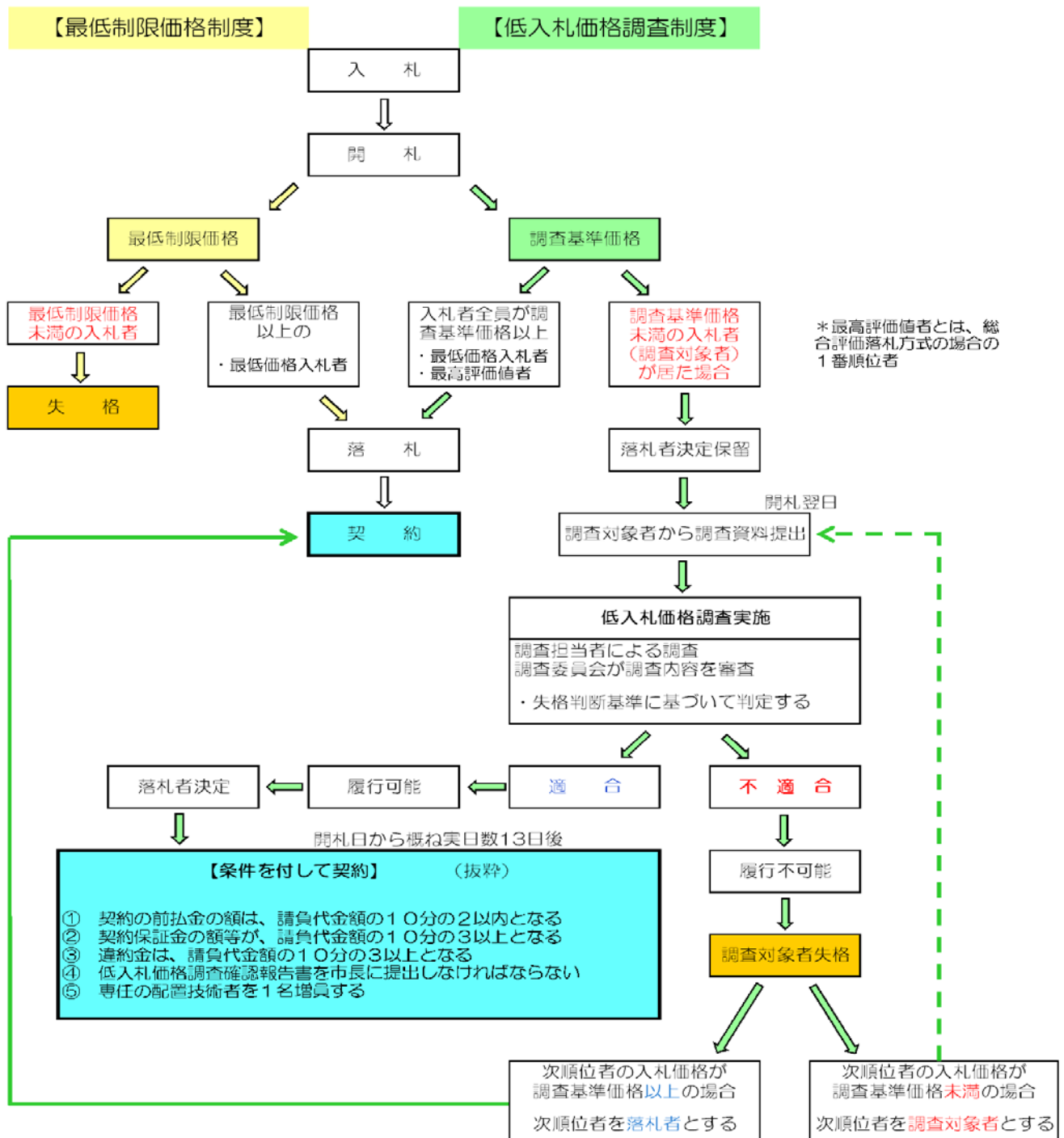
【制度の概要】

予定価格の範囲内において最低の価格で入札した者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合（総合評価の場合は、評価値が最も高い者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合）は落札者の決定を保留して、当該価格で入札した根拠を示す書類の提出を求め、契約の内容に適合した履行がなされるか否かについての調査を行います。

調査は、失格判断基準に基づいて、書類審査及び配置予定技術者等に対する聞き取りの実施により行います。

調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、調査対象者を落札者としますが、調査を経た契約については、専任の配置技術者の増員等の条件を付します。

【制度の流れ】



【調査基準価格の算定】

- AとBのどちらか低い方を調査基準価格とします。（要領第4条）

A モデル型調査基準価格

中央公共工事契約制度運用連絡協議会平成20年モデル

$$\boxed{\text{予定価格} \times 0.7} \leq \left\{ \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 60\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{合計額} \leq \boxed{\text{予定価格} \times 0.9}$$

B 変動型調査基準価格

平均価格×0.95

異常値の影響を避けるために、『予定価格以下の全ての平均額』±『標準偏差』の範囲外の入札価格（大きくばらついた価格）を算定対象から除外した平均値に0.95を乗じます。

（変動型調査基準価格の算定）

算定対象 = 「平均値（ μ ）±標準偏差（ σ ）」の範囲内の入札価格

$$\text{変動型調査基準価格} = \frac{\text{算定対象の入札価格の合計}}{\text{算定対象の入札者数}} \times 0.95$$

（標準偏差の算定）

標準偏差とは、統計学における「ばらつき具合、ぶれ幅」を表すものです。
また、「平均値±標準偏差」の範囲は、「サンプルの平均値の信頼区間」と呼ばれています。

入札価格 = $X_1, X_2, X_3, X_4, \dots, X_n$ （算定対象者数 = n ）

平均値 = $\Sigma X / n = \mu$ （ミュー）

$$\text{標準偏差} = (\sigma) = \sqrt{\frac{(X_1 - \mu)^2 + (X_2 - \mu)^2 + (X_3 - \mu)^2 + \dots + (X_n - \mu)^2}{n}}$$

☆「最低制限価格」の算定方法も、同様に行います。

算定例1 総合評価落札制度以外の場合

【 A モデル型算出価格 】

(単位：千円)

直接工事費	93,000	×	0.95	=	88,350	合 計
共通仮設費	5,000	×	0.90	=	4,500	113,850
現場管理費	28,000	×	0.60	=	16,800	
一般管理費	14,000	×	0.30	=	4,200	
C 予定価格	140,000	×	0.90	=	126,000	A 算出価格
		×	0.70	=	98,000	113,850
						A/C 0.81

【 B 変動型算出価格 】

No.	入札価格	標準偏差考慮	落札率
1	116,000		0.83
2	109,500	109,500	0.78
3	104,500	104,500	0.75
4	103,000	103,000	0.74
5	100,000	100,000	0.71
6	99,000	99,000	0.71
7	95,000		0.68
8	94,000		0.67
平均値	102,625		
標準偏差	6,914		
信頼区間 (平均値 ± 標準偏差)	109,539	max	
	95,711	mini	
信頼区間内の額の平均値	103,200	×	0.95 =
			B 算出価格
			98,040
			B/C 0.70

A > B

調査基準価格

98,040

No.8→No.7の順に調査を行う。両者が失格となった場合はNo.6が落札者となる。

算定例2 総合評価落札制度以外の場合

【 A モデル型算出価格 】

(単位：千円)

直接工事費	93,000	×	0.95	=	88,350	合 計
共通仮設費	5,000	×	0.90	=	4,500	113,850
現場管理費	28,000	×	0.60	=	16,800	
一般管理費	14,000	×	0.30	=	4,200	
C 予定価格	140,000	×	0.90	=	126,000	A 算出価格
		×	0.70	=	98,000	113,850
						A/C 0.81

【 B 変動型算出価格 】

No.	入札価格	標準偏差考慮	落札率
1	127,500		0.91
2	125,000	125,000	0.89
3	124,000	124,000	0.89
4	121,000	121,000	0.86
5	120,000	120,000	0.86
6	118,000	118,000	0.84
7	115,000		0.82
8	110,000		0.79
平均値	120,062		
標準偏差	5,329		
信頼区間 (平均値 ± 標準偏差)	125,391	max	
	114,733	mini	
信頼区間内の額の平均値	121,600	×	0.95 =
			B 算出価格
			115,520
			B/C 0.83

B > A

調査基準価格

113,850

No.8の調査を行い、失格となった場合はNo.7が落札者となる。

算定例3 総合評価落札制度の場合

【 A モデル型算出価格 】

(単位：千円)

直接工事費	93,000	×	0.95	=	88,350	合 計
共通仮設費	5,000	×	0.90	=	4,500	113,850
現場管理費	28,000	×	0.60	=	16,800	
一般管理費	14,000	×	0.30	=	4,200	
C 予定価格	140,000	×	0.90	=	126,000	A 算出価格
		×	0.70	=	98,000	113,850
						A/C 0.81

【 B 変動型算出価格 】

No.	入札価格(a)	標準偏差考慮	評価点(b)	評価値(b)/(a)	落札率
1	116,000		107.00	9.224	0.83
2	109,500	109,500	110.50	10.091	0.78
3	104,500	104,500	104.00	9.952	0.75
4	103,000	103,000	108.50	10.533	0.74
5	100,000	100,000	113.00	11.300	0.71
6	99,000	99,000	111.00	11.212	0.71
7	95,000		113.50	11.947	0.68
8	94,000		108.50	11.542	0.67
平均値	102,625				
標準偏差	6,914				
信頼区間 (平均値 ± 標準偏差)	109,539 max 95,711 mini				
信頼区間内の額の平均値	103,200	×	0.95	=	B 算出価格
					98,040
					B/C 0.70

A > B

調査基準価格

98,040

評価値が1番のNo.7 → 評価値が2番のNo.8の順に調査を行う。両者が失格となった場合は評価値が3番のNo.5が落札者となる。

算定例4 総合評価落札制度の場合

【 A モデル型算出価格 】

(単位：千円)

直接工事費	99,000	×	0.95	=	94,050	合 計
共通仮設費	21,000	×	0.90	=	18,900	135,150
現場管理費	29,000	×	0.60	=	17,400	
一般管理費	16,000	×	0.30	=	4,800	
C 予定価格	165,000	×	0.90	=	148,500	A 算出価格
		×	0.70	=	115,500	135,150
						A/C 0.82

【 B 変動型算出価格 】

No.	入札価格(a)	標準偏差考慮	評価点(b)	評価値(b)/(a)	落札率
1	145,000		107.00	7.379	0.88
2	137,500	137,500	110.50	8.036	0.83
3	135,000	135,000	104.00	7.703	0.82
4	133,000	133,000	108.50	8.157	0.81
5	127,500	127,500	113.00	8.862	0.77
6	125,000	125,000	111.00	8.880	0.76
7	124,000	124,000	113.50	9.153	0.75
8	119,000		108.50	9.117	0.72
平均値	130,750				
標準偏差	7,898				
信頼区間 (平均値 ± 標準偏差)	138,648 max 122,852 mini				
信頼区間内の額の平均値	130,333	×	0.95	=	B 算出価格
					123,816
					B/C 0.75

A > B

調査基準価格

123,816

評価値が1番のNo.7の入札価格が調査基準価格以上であるため、調査を行わずにNo.7が落札者となる。

【低入札価格調査の内容】（要領第7条）

開札日の翌日に、要領別紙－1の書類（詳細な積算内訳書、手持ち工事の状況、資材の購入先情報、下請契約計画等に関する14様式）を提出していただきます。この書類に基づいて調査担当者が調査します。概ね実日数7日後に入札責任者と配置予定技術者に来庁していただいて、ヒアリングを行います。

（提出様式一覧）

- 様式1 低入札価格調査報告書
- 様式2 当該価格で入札した理由
- 様式3－1 積算内訳書
- 様式3－2 積算内訳書に対する明細書
- 様式4－1 共通仮設費内訳書
- 様式4－2 現場管理費内訳書
- 様式4－3 一般管理費等内訳書
- 様式5 手持ち工事等の状況（対象工事関連）
- 様式6 対象工事現場と調査対象者の事務所、倉庫等との関連
- 様式7 手持ち資材の状況
- 様式8 資材購入先一覧
- 様式9 手持ち機械の状況
- 様式10 労務者の確保計画
- 様式11 建設副産物の搬出地
- 様式12 施工体系図兼下請契約計画
- 様式13 誓約書
- 様式14 提出書類チェックリスト

＊ 調査の結果は、開札録と共に奈良市ホームページに掲載します。

【失格判断基準】（要領第11条 要領別紙－2）

○ 次の内容に1つでも該当した場合は失格となります。

- (1) 調査様式の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計図書または仕様書に適合しない場合
- (4) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合
- (5) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (6) 法令違反や契約上の基本条項違反等であると認められる場合
- (7) 上記の他、委員会が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合

＊ 詳細内容については、要領別紙－2をご覧ください。

（注意）入札参加資格者等が、低入札価格調査、施工体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をした時（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む）は、「奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領」別表第2（不正又は不誠実な行為）7－（7）により**3月の入札参加停止**となります。

【低入札価格調査を経て契約締結する場合の条件】**（要領第12条）**

○ 次の条件を付加して契約します。

- (1)専任の配置技術者の1名増員が必要です。
- (2)契約の前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とします。
- (3)契約保証金の額等が、請負代金額の10分の3以上とします。
- (4)違約金は、請負代金額の10分の3以上とします。
- (5)重点的監督業務を実施します。
- (6)厳格な検査を実施します。
- (7)施工体制点検特別立入調査を実施します。
- (8)次の低入札価格調査確認報告書を市長に提出しなければなりません。

様式15 低入札価格調査確認報告書

様式16-1 実績内訳書

様式16-2 実績明細書

様式17 提出書類チェックリスト

【対象工事】**（要領第3条）**

- (1)予定価格が5千万円以上の建設工事のうち市長が必要と認めたもの
- (2)奈良市建設工事総合評価落札方式試行要領による入札に係る建設工事

＊平成23年度は、総合評価落札方式による、次の2件の建設工事を対象とします。

- ① 工事名： 道路トンネル新設工事（奈良阪町地内他・（仮称）奈良阪川上線）
工事場所： 奈良市奈良阪町地内他
- ② 工事名： 西消防署改築工事
工事場所： 奈良市学園北一丁目16-1